

特定類型該当性に関する申告書提出のお願い

令和 7 年 6 月 23 日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

研究活動を行う中で、貨物や技術を外国に出す場合や、非居住者や「外国法人等や外国政府等の強い影響を受けている者（特定類型該当者）」に技術を提供する場合には、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」の規定に基づき安全保障輸出管理を実施する必要があります。

この規定に基づき、弊所に関係して活動する学生等（学生、JSPS 特別研究員、名誉教授等の貴法人の指揮命令下でない者）が特定類型該当者である場合、弊所において安全保障輸出管理の手続が必要となります。

輸出管理様式 10「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書」は、弊所に関係して活動する学生等の特定類型該当性を調査し、予め安全保障輸出管理の準備を行うためのものです。

つきましては、輸出管理様式 10 に、ABCI-Q を利用される方に、特定類型に該当する（類型①、類型②、類型③に当たる）学生等がいらっしゃるかどうかをご記入の上、ご提出ください。

なお、以下に類型①、類型②、類型③の説明を記載いたしますので、ご一読後、申告書にご記入ください。ただし、本資料は、申告書をご提出して頂くにあたり、その概要をご理解いただくことを目的としており、法令等の解釈を漏らさずご説明しているものではありません。法令等の運用におきましては、最新の法令等をご確認いただき、貴法人でご判断ください。

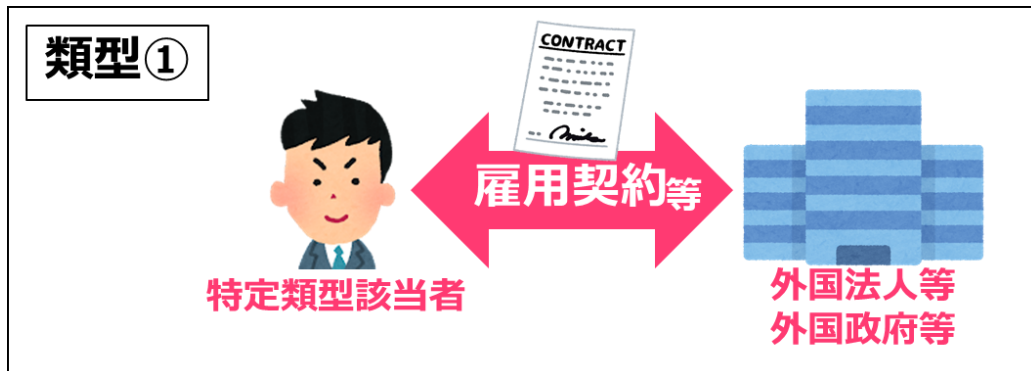
申告に際し、少しでもご不明点がある場合や、ご判断がつかない場合には、大変お手数ですが、下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ先

ABCI-Q 利用申請受付担当

E-mail : M-abciq-application-ml@aist.go.jp

類型① 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している

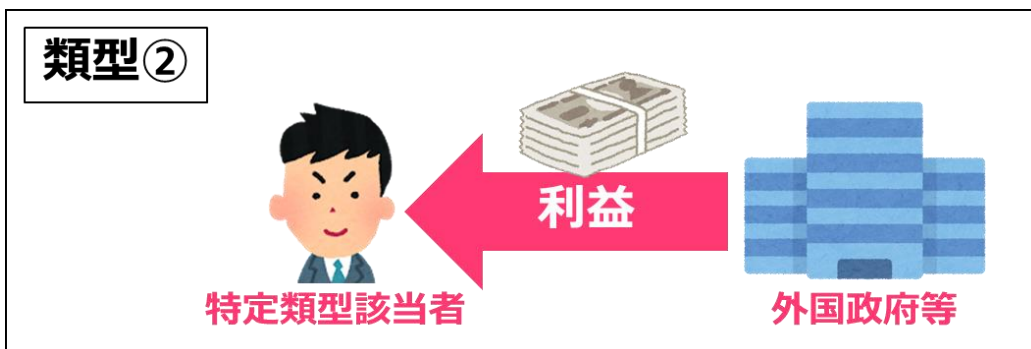


【具体例】

- ・ 外国組織（企業、大学、研究機関、政府機関等）の業務をしている。
- ・ 外国組織と契約（雇用契約、委任契約、請負契約等）をしている。
- ・ 外国組織の役員である。

（注）外国組織に、日本法人（いわゆる外資系企業）は含みません。

類型② 外国政府等から年間所得の 25%以上の利益を得ている又は得ることを約束している



【具体例】

- ・ 外国政府等から直接個人に資金提供（留学費用、生活費用、研究費用等）を受けている。又は資金提供を受けることを約束している。
- ・ 現在、外国の国費による留学生（国費留学生）である。
- ・ 過去に外国政府等から直接個人に資金の貸与を受け、その返済が将来、労務などにより免除される可能性がある。

（注）外国政府等には、日本の独立行政法人等に相当する外国の法人を含みます。判断に迷われる場合には、必ず「問い合わせ先」にご相談ください。

（注）資金提供は、直接個人に提供されるものが対象であり、組織へ配布された資金は含みません。

類型③ 日本における行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている



注意事項

- ・ 弊所の各種制度をお申込みされる場合、必ず本申告が必要となります。
- ・ 本申告は、弊所が外為法を遵守するために必要なものになりますので、正確に申告して頂くよう宜しくお願いいたします。

個人情報の取り扱いについて

本申告書で取得した情報は、外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施及び弊所内の適正な業務遂行のために、以下の用途にのみ使用します。

- ・ 外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施。具体的には、特定類型該当者に対する技術提供の管理。この際、特定類型該当者であるという情報が「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」へ提供されます。なお「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」には、弊所外部（研究連携の相手方等）の者も含まれます。経済産業省への許可申請が必要になる場合には、特定類型該当者であるという情報が、経済産業省へ提供されます。
- ・ 弊所内部での適正な業務遂行に必要な対応。具体的には、特定類型該当性の法的判断、兼業申請等との整合性の確認、みなし輸出管理が困難な場合の対応等。この際、特定類型該当性に関する情報が弊所内部の関係部署等へ提供されることがあります。
- ・ 申告書は、弊所規程に則り保存期間満了後に除却致します。

以上